

# 山形県立産業技術短期大学校教育研究振興会会則

## (名称及び目的)

第1条 本会は、山形県立産業技術短期大学校教育研究振興会と称し、産業技術短期大学校と密接な連絡のもとに、創造力豊かで実践的な技術者の育成に協力し、また会員相互の連携を図り、もって本県産業の振興・発展に寄与することを目的とする。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は、産業技術短期大学校内に置く。

## (会員)

第3条 本会の会員は、県内の事業主及び本会の趣旨に賛同する有志をもって組織する。

## (事業)

第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業技術短期大学校への講師の派遣、企業実習等の受け入れ及び技術情報等の提供等
- (2) 企業内技術者の教育訓練及び公開講座の開催等
- (3) 技術教育及び技術者育成等に関する調査の実施等
- (4) 短大校生の就職受け入れ
- (5) 国内及び海外研修活動の実施及び協力等
- (6) 短大校教職員との交流
- (7) その他、産業技術短期大学校の教育研究活動への支援、協力

## (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- |     |       |
|-----|-------|
| 会長  | 1名    |
| 副会長 | 4名以内  |
| 幹事  | 50名以内 |
| 監事  | 2名    |

2 会長、副会長、幹事、監事は、会員の互選により総会において選出する。

3 会長は、顧問を置くことができる。

## (役員任期)

第6条 役員任期は2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任したときの任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員任務)

第7条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し本会の運営にあたる。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事は、この会の目的達成のため企画運営にあたる。
- (4) 監事は、会計監査を行う。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回会長が招集し、次の事項を審議決定する。ただし、必要あるときは臨時に召集することができる。

- (1) 予算決算に関すること
  - (2) 事業計画・実績に関すること
  - (3) その他重要事項に関すること
- 2 総会の決議は、出席者の過半数で決する。
- 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び監事をもって構成し、会長がこれを召集する。

- 2 幹事会は、総会に付議する事項並びにその他の必要事項を審議する。

(会計)

第11条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計監査)

第12条 本会の決算は、会計監査を経て承認を受けなければならない。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第14条 会員の納入すべき会費及び納入時期は、次のとおりとする。

- (1) 年会費は、1口10,000円とする。
- (2) 会費の納入時期は、総会開催後1カ月以内とする。
- (3) 会費を2年以上納入しない場合は、退会したものとみなす。

(雑則)

第15条 その他の必要事項は、会長が定める。

附則

この会則は、平成5年5月25日から施行する。  
この会則は、平成21年6月24日から施行する。  
この会則は、平成30年6月26日から施行する。